

## 感染症対策等の学校教育活動継続支援事業Q & A（私立学校向け）（Ver. 3）

※ このQ & Aは、必要に応じて、随時、見直していきます。今回追記・修正した箇所を朱書きにしています。

### 【総論】

Q 1 本事業概要如何。

A 1 本事業は、コロナ禍の学校において、安全な環境の下で子供たちの学びの充実を図り、保護者の皆さんも安心できるよう、冬季における感染症対策の強化を図るとともに、夏季休業期間の短縮等により研修機会を逸した教職員に対し、資質能力の向上を図るための自己研鑽や能力開発等研修に対しても新たに支援を行うこととしている。

これらの取り組みを学校長等の判断で迅速かつ柔軟に実施することができるよう、第2次補正予算に計上された「学校再開に伴う感染症対策・学習保障に係る支援経費」（以下、「学校再開支援経費」という。）と同様に、学校規模に応じて1校当たり40万円～120万円程度（補助上限額の範囲まで定額）を配分することとしている。

Q 2 本事業は、第2号補正で措置された「学校再開支援経費」と同様と考えてよいか。

A 2 本事業のうち、学校における感染症対策に係る支援及び子供たちの学習保障に係る支援については、基本的には同様であるが、異なる点としては、1点目として、夏季休業期間の短縮等により研修機会を逸した教職員に対し、資質能力の向上を図るための自己研鑽や能力開発に資する研修等に係る経費の支援について新たに追加していること。2点目として、教職員の負担軽減を図るため、教室等の消毒作業を外部業者に委託するための経費も計上していることの2点である。

Q 3 学校再開支援経費よりも学校への配分上限額が減額されている理由如何。

A 3 感染症対策に必要な非接触型体温計等の保健衛生備品等については、国庫補助による第1次、第2次補正予算や都道府県による新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等の活用し、各学校において一定程度整備されている実態を踏まえて、1校当たりの配分予定額を減額（2号補正配分額の概ね2割減）することとしている。

Q 4 いつからの契約が補助対象となるのか。

A 4 令和3年度に交付決定を行う事業については令和3年4月1日以降の契約からが補助対象となる。

Q 5 都道府県事務費とはどのような経費が対象となるのか。

A 5 本事務費は、所轄の私立学校分の交付申請書類の取りまとめ等、本事業の適正な執行を図るために都道府県が行う事務に要する経費を所轄の学校数に応じて定額補助するものである。具体的には、消耗品費、通信運搬費、借損料、雑役務費、委託費、旅費、人件費が補助対象経費となる。

また、既に交付済みの「学校再開支援経費」については、都道府県事務費を計上していないことから、それに係る事務費の申請はできないことに留意いただきたい。

Q 6 補助金の支払いについて、精算払いとなるのか、概算払いとなるのか。

A 6 令和2年度中に事業が完了する学校法人については、額の確定を行った上で、精算払いとなる（支払計画示達は令和3年3月26日を予定）。何らかの事情により遅延が生じ翌年度への繰越を行った学校法人については、令和3年度に概算払協議が整った際には、概算払することができる。（概算払協議は、早ければ令和3年5月頃には整う見込み）

Q 7 交付申請において、教職員の資質向上のための研修等支援事業の申請は行っていないが、実施することは可能か。

A 7 事業計画を変更する場合は、交付要綱第8条に基づき、計画変更手続きを行う必要があるが、研修等支援事業を追加して行う場合は補助事業の目的も変わらないので、補助金の交付決定額に影響を及ぼすことがなければ、計画変更手続きを行う必要はない。但し、事業完了後の実績報告書の提出の際には、変更した事業計画書（別添1（様式1-5））を添付して文部科学省に報告すること。

Q8-1 補助上限額について、例えば児童生徒数200人の小学校が令和2年度中に20万円の交付決定を受けた場合、令和3年度に交付申請を行う際の補助上限額はいくらか。

A8-1 合算した額が実施要領に示す1校当たりの補助上限額以内とする必要があるため、以下の通りとなる。

①実施要領に示す1校当たり補助上限額 40万円

②令和2年度中既交付決定額 20万円

③令和3年度補助上限額（①-②） 20万円

Q8-2 補助上限額について、例えば児童生徒数200人の小学校が令和2年度中に100万

円の交付決定を受け、80万円で額の確定を受けた場合、令和3年度に交付申請を行うことはできるか。

A8-2 すでに補助上限額で交付決定を受けているため、本年度の交付申請はできません。

Q9 令和3年度に学校統合があった場合の補助上限額について、例えばA小学校が廃校となり、令和3年度からはB小学校に児童生徒が通学することとなったためB小学校の児童生徒数に変動がある場合の補助上限額の取扱いはどうなるのか。

A9 令和3年4月時点の児童生徒数を基に算定した額を補助上限額として取り扱っていただきたい。

### 【感染症対策等支援関係】

Q10 寒さ対策として暖房器具を購入することは可能か。

A10 単なる寒さ対策としてではなく、感染対策における換気と温度管理の両立のため、教室や空き教室等に備える暖房器具は対象となり得る。

Q11 保健室等の衛生環境の向上のため、保健室備品を買い替えることは可能か。

A11 保健室において体調不良者が密を避け休息をとる際に必要な寝具、間仕切り用のカーテン、パーテーションなど、感染対策を徹底するために必要な物品は対象となり得る。

Q12 保健衛生用品の購入に当たっては、学校再開支援経費での購入とどのように区別すればよいのか。

A12 本事業においても学校再開支援経費と同様な感染症対策物品を購入することができるが、実績報告にあたってはそれぞれに報告する必要がある、支出を証明する帳簿や資料等で明確に分けることが必要となる。(本補助金交付要綱第19条参照)

### 【教職員の資質向上のための研修等支援関係】

Q13 教職員への研修支援を新たに加えた理由如何。

A13 教員は、その職務と責任の特殊性に基づき、自ら不断の研修(研究と修養)に努めることとされており、例年であれば、夏季休業期間中など長期休業期間を利用して、自己研鑽や能力開発等の研修に励んでいたところであるが、本年は、学校の一斉臨時休業等に伴う子供たちの学びの遅れを取り戻すべく、夏季休業期間の短縮等により、研修機会を逸した教職員も多く存在したため、ポストコロナ時代に対応した資質能力の向上を図るための自己研鑽や能力開発等に資する研修などに積極的に参加することが可能となるよう支援を行うものである。

Q14 支援対象の研修はどのようなものが対象となるのか。

A 14 基本的には、教育委員会等の実施する初任者研修等のいわゆる法定研修を除き、教職員の自己研鑽や能力開発に資する研修等を対象とするが、教職員の申告に対し学校長等が認めたものに限ることとする。

具体的には、勤務場所を離れての研修に限らず、例えば、指導法の開発等に資する教材や関連図書の購入や、外部講師を招いてのオンライン指導等に係る校内勉強会など、学校長のリーダーシップの下に、本事業趣旨を踏まえ、柔軟に対応していただきたいと考えている。(対象経費) 受講料、旅費、講師等謝金、図書購入費、会議費等

Q 15 本事業を活用した研修等に対し、何らかの報告やフォローアップは求められるのか。

(書籍等購入や受講料に係る領収書、研修受講に際しての修了証明書等の提出は必要か)

A 15 本事業は、補助事業であるため、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の適用を受けること、また、本補助金交付要綱 12 条に基づき補助事業が完了した際に実績報告書の提出義務があること、同交付要綱 19 条に基づき受講料等の領収書、研修の修了証書などの証拠書類は事業完了の翌年度から 5 年間は保管しておく必要があること。更には、同交付要綱 11 条に基づき、文部科学省等が必要に応じて状況報告を求めることや、調査を実施する場合もあり得ることに留意いただきたい。

Q 16 研修等に係る経費を支援する場合、学校ではどのような手続きを行えばよいか。

A 16 教職員からの申告に基づき、学校長等が承認するまでの具体的な手続き等については、学校設置者等において適切に定めていただければと思うが、前述のとおり、文部科学省等において、必要に応じて研修支援の実施状況等を事業途中に調査させていただくこともあり得ることから、研修等支援事業に特化した支出管理簿を作成【別添様式参照】し、それを学校で管理していただきたいと考えている。

(補助対象となる研修等)

Q 17 実施要領に例示されている感染症対策や I C T 以外の研修も対象となるのか。

A 17 本事業は、教職員の自己研鑽や能力開発に資する研修等が対象となるので、実施要領に例示した以外の研修等についても、学校長等が認めたものであれば対象となる。

Q 18 民間団体等が主催する研修等を対象として差し支えないか。

A 18 研修等の主催団体の適否も含め、教職員からの申告に基づき、その研修等に参加することにより、教職員の自己研鑽や能力開発等の資質向上に資する研修であると学校長等が判断し認めたものであれば差し支えないものとする。

Q 19 各学校において研修が計画され、原則として全ての教職員が受講する研修についても対象とすることができるか。

A19 校長のリーダーシップの下に、学校単位で全教職員を対象とした研修を計画・実施し、それを本事業の対象とすることは可能である。

Q20 教職員支援機構が実施する中央研修への参加のための旅費等への充当は可能か。

A20 教職員支援機構が実施する中央研修は、各都道府県教育委員会・指定都市教育委員会として推薦した教職員が受講するものであり、今回の補助対象にはなじまないと考える。

Q21 免許状更新講習の受講に係る経費への充当は可能か。

A21 免許更新講習は、教育職員免許法に基づき実施される、いわゆる法定研修に該当するため対象外とする。

Q22 校外で実施されているセミナー等への参加について、参加費や旅費は対象となるのか。

A22 教職員からの申告に基づき、そのセミナー等に参加することにより、教職員の自己研鑽や能力開発等の資質向上に資するものであると学校長等が判断し認めたものであれば差し支えないと考える。

Q23 研修支援を受ける者と、受けない者とは不公平感が生じるので、全員が一律に本事業を活用するべきではないか。

A23 本事業は、学校の一斉臨時休業等に伴う子供たちの学びの遅れを取り戻すべく、夏季休業期間の短縮等により、研修機会を逸した教職員に対し、資質能力の向上を図るための自己研鑽や能力開発等に資する研修などに積極的に参加することが可能となるよう支援を行うものである。この事業趣旨に鑑みれば、全ての教職員に積極的に活用いただきたいと考えているところであるが、各学校長等において教職員の意向等も十分に踏まえながら適切に対応していただきたい。

Q24 補助対象として教諭以外の職員も対象として差し支えないか。

A24 本事業の対象は教職員であり、教諭以外の職員も対象として差し支えない。

(研修に係る備品の購入)

Q25 学校での研修実施に必要となる備品（ホワイトボード、プロジェクター、パソコン等）を購入することは可能か。

A25 学校での研修に必要となるホワイトボードやプロジェクター、パソコンなどの備品については、本来、学校設置者等において備えておくべきものであることから、これらの備品を研修用として購入することは基本的には想定していない。なお、実施要領上、備品費も補助対象経費としているが、これは、学校法人の規則等により高額な図書につい

ては備品費として計上する場合もあることを想定してのことである。

(教材・図書の購入)

Q26 自己研鑽等に資するための教材や図書の購入は可能か。

A26 学校長等が認めたものであれば購入可能である。なお、本事業は補助事業であり、補助金適正化法の適用を受けるとともに、本補助金交付要綱 17 条（財産の管理等）に基づき、補助事業完了後においても取得した物品等については、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付目的に従ってその効率的運用を図ることになっていることから、本事業により取得した教材や図書については学校等の取得した財産として適切に管理いただきたい。

#### 【子供たちの学習保障支援関係】

Q27 子供たちの学習保障に係る支援について、学校再開支援経費の支援内容と今回の支援内容に違いはあるのか。

A27 学校再開支援経費の支援内容と、今回の支援内容に違いはなく、学校等の実情に応じて交付申請することは可能であるが、一斉臨時休業からの段階的な学校再開に向けた児童生徒の学びを保障するため、この間、学校再開支援経費を活用して支援を行ってきたところであり、必要な教材や備品等については一定の整備が図られたものとする。